

令和6年

議会運営委員会記録

令和6年12月17日

和光市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和6年12月17日（火曜日）
午前10時55分 開会 午前11時19分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	鎌 田 泰 春 議員
委 員	松 永 靖 恵 議員	委 員	伊 藤 妙 子 議員
委 員	菅 原 満 議員	議 長	安 保 友 博 議員
副 議 長	小 嶋 智 子 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	大 野 久 芳
総 務 部 長	松 戸 克 彦	企 画 部 審 議 監 兼 次 長 兼 秘 書 広 報 課 長	茂 呂 あかね
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	渡 部 剛		

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	小 林 巖
主 任	本 間 修		

◇本日の会議に付した案件
追加議案について

午前10時55分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

また、委員会進行の中で、委員外議員からの意見聴取、発言の申出の許可は委員長に一任願います。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、会期中にもかかわらず議会運営委員会を開催いただきまして、どうもありがとうございます。

また、このたびは私の体調不良により皆様に御迷惑と御心配をおかけしてしまいまして、申し訳ありませんでした。議会運営にも影響を与えてしまい、心からおわび申し上げます。

それでは、12月19日に追加提出する議案につきまして、議案第101号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて、議案第102号、令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号）、議案第103号、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）となります。

詳細につきまして総務部長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。（午前10時57分 休憩）

再開します。（午前10時58分 再開）

本日の案件は、追加議案についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、追加議案についてです。

令和6年12月19日付で上程される予定の議案として、市長から議案第101号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて、議案第102号、令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号）、議案第103号、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）が提出されました。

提出議案の説明を願います。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 それでは、本会議に提出する追加議案について説明いたします。

議案第101号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、令和6年人事院勧告を受け、当市においても人事院勧告に準拠した職員の給料表等の改定を行うため、地方公務員法第24条第5項並びに地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定によりこの案を提出するものでございます。

主な改正の内容につきましては、職員の給料表の改定及び期末勤勉手当の支給割合を令和6年度から年間で0.1月分引上げ年間支給割合を4.6月とし、再任用職員については、0.05月分引上げ年間支給割合を2.4月とするものでございます。

また、会計年度任用職員についても、職員の例により改正するものでございます。

次に、議案第102号、令和6年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第4号）、議案第103号、令和6年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について一括して説明いたします。

今回の補正予算につきましては、職員の給与改定に伴い、人件費等を増額するものであり、規定の歳入歳出予算の総額に、一般会計1億2,887万4,000円、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計296万円を追加するものでございます。

なお、歳入不足額につきましては、財政調整基金からの繰入れを行っております。

○吉田武司委員長 以上で提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前11時00分 休憩）

再開します。（午前11時09分 再開）

議案第101号から議案第103号については、12月19日、木曜日、第29日の閉会日の議事日程に追加し、議案・陳情に対する討論、採決の次に議題とします。

議案第101号から議案第103号については、提案説明後、委員会付託を省略し、質疑、討論については、通告を取らず採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのように決定しました。

以上で、本日の案件は全て終了しました。

その他、委員の皆様から何かございますか。

松永委員。

○松永靖恵委員 実は、今回議案の中で出てきました財産の貸付けのところで、片山議員がフェイスブックに投稿したところ、職員の方が、政治的な、本会議の採決前にコメントをしてきたという部分で、その点について片山議員に聞きましたら、いつの間にか削除されていたということで、それがこれまでも何回もそういうことがあったので、どういう経緯で、例えば投稿したのか、どういう指示があって削除したのかというのは、議長とか副議長のほうにも説明があったのでしょうか。

○吉田武司委員長 安保議長。

○安保友博議長 その職員に関しては、かなり前から遡って、主にフェイスブックなんですけれども、そちらのほうで議決前に議会の判断を左右させるような書き込みを繰り返してきた

ということがあって、それに対しては市長に対しても具体的にそのスクリーンショットを撮って私もしていますし、それに対して対処をするようにという申入れもしております。それは、自分が議会運営委員会の委員長だったときから、また会派長だったときからも継続してやっていて、議長になってもそれをまた再度やっていることもありました。

その上で、市長からは、所属長の注意をして、その該当の部分を消させたというような話を聞いております。その旨を議会に報告しなかったことに対しては、失念していたので申し訳なかったということも先日聞いております。

今回の書き込みに関しては、それは昨日からのことなので、それについては、私が個人的に、具体的に言うとLINEですけれども、LINEで市長にスクリーンショットを送って、また同じことをしているということを通知しました。そうしたら、市長から返信があって、それについては、直ちに所属長に注意をさせ削除させますという返答が来ています。それに対して私からは、一旦投稿したものを削除して済む問題ではない、それを削除すればいいという問題ではないということを、それを申し添えておきますというコメントもしていますけれども、それに対して市長からの返信はない。

それと同時に、片山議員に対するコメントが、本人が削除したということで今はもう見られない状態になっています。ただそのほかの人がスクリーンショットを撮っていますので、その投稿したという事実は消えていない状況、これに対して市長が正しく対処したかどうかについては、皆様の考えにお任せしたいと思います。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 対処していただいてありがとうございます。

ただもうこれ何度も何度も議長のほうからも市長のほうに説明に行っていますけれども、いまだそれがなかなかやむことがない。

以前もその組織改正のときのことをまた思い出してしまって、本当に怖い思いをしたので、また何か起きるんじゃないかというようなことが私の中ではすごく不安です。こういうことに関して何度も繰り返すということは、ただ消せばいいと、本当におっしゃるとおり、それをして終わりじゃないと思うんですよね。その点について、例えば議会としてどうするかというのは、考えたほうがいいのか、ちょっとその辺について皆さんの御意見を伺いたいと思って意見を述べさせていただきました。

○吉田武司委員長 今のことにつきまして、議会としてどのような対処をするかということだと思っすけれども、各会派からの御意見をお願いいたします。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私に関しては、その行為、フェイスブック等でコメントされたものを把握しておりませんので、今現在コメントすることは難しいところになります。

詳細等が明らかになった時点でそういったところは議論すべきものかなと思いますので、今はコメントを差し控えたいと思います。

○吉田武司委員長 伊藤委員。

○伊藤妙子委員 今鎌田委員からあったように、私もその内容をはっきりとは分からないので、会派に持ち帰って話すにもちょっと内容を確認しないとこの場で何か意見というのは難しいところでは。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 どういうふうにアップされたのかどうかということを含めて、全く見ていませんし、分からないのでコメントはできません。

○鎌田泰春副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 緑風会のほうでは、片山議員が当事者というか絡んでいるということなんですけれども、私のほうも個人的にそこところは把握していませんので、また会派に持ち帰って話をさせていただいて、もしそういうことがあったのであれば、議会運営委員会として、先ほど議長からLINEで市長に直接話したということがありましたけれども、そこところを皆さんでまた今一度検討して、議長から改めて議会運営委員会で決めて申入れしてもらいたいのかなというふうに思っていますけれども、取りあえずは1回会派に持ち帰って協議したいと思っております。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

ほかになければ次の議会運営委員会でまとめさせていただきたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

菅原委員。

○菅原満委員 全く分からないことなので、やりようがないということだけ申し上げます。

○吉田武司委員長 松永委員。

○松永靖恵委員 では、内容については、各会派に印刷して配付させていただきます。

○吉田武司委員長 それでは、内容については、松永委員のほうからそのスクリーンショットを印刷して各会派に配るということで、その後また協議をさせていただいて、市長に申入れをするかしないかというところも次の議会運営委員会で決めたいと思っておりますので、会派に持ち帰って今一度お話しいただければと思います。

よろしいでしょうか。

〔「ありがとうございます」という声あり〕

ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時19分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司